

日本学生支援機構奨学金 在学猶予の手続きについて

日本学生支援機構奨学金の貸与終了者で、進学・留年等により本学に在学する学生（正規生）は、在学猶予の手続きをすることで在学中の奨学金返還の猶予を受けられます。

◆在学猶予の手順

原則、スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) にログインし、Web 入力により在学猶予願を提出してください。

入力の際、学校種別（大学・大学院）は現在の所属先を選択してください。

入力期間	令和2年4月1日（水）～5月19日（火）
学校番号	105002-01（法学研究科法務専攻以外） 105002-60（法学研究科法務専攻）

※養護教諭特別別科の学生及び事情によりスカラネット・パーソナルで在学猶予願を提出できない学生は、奨学金貸与終了時に受け取った冊子「返還のてびき」の様式集にある「在学届」のページを自身でコピーして記入のうえ、上記入力期間内に下記へ提出してください（提出の際は**学生証を提示**すること）。

提出先	角間キャンパス：学生支援係（本部棟2階） 宝町・鶴間キャンパス：医学学務係，保健学務係
-----	--

◆注意

1. 研究生や科目等履修生等の非正規生は、在学猶予を**申請できません**。
返還猶予を希望する場合は「返還のてびき」に従って一般猶予の手続きをしてください。
2. 在学猶予の手続きが遅れると、返還開始となりリレー口座から返還金が引き落とされますので、注意してください。
3. 現在在学する課程で過去に在学猶予の手続きをした者は、標準修業年限内は返還が猶予されますので、再度手続きする必要はありません。ただし、過年度生は1年毎に手続きが必要です。

（お問い合わせ先）

学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

TEL：076-264-5170（受付時間 平日9：00～17：00）